

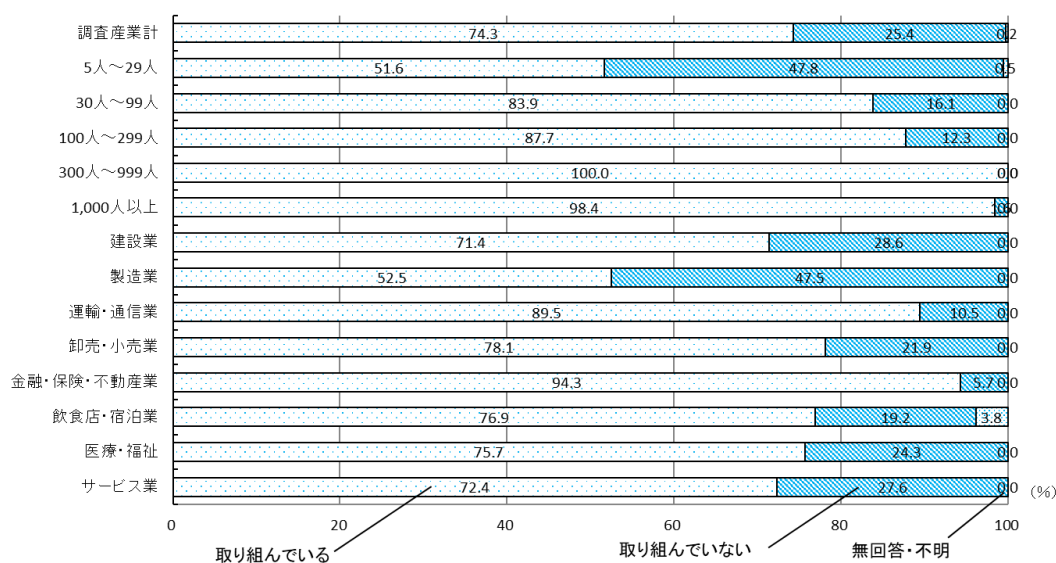
5 セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント

(1) セクシャルハラスメントを防止するために実施している対策

セクシャルハラスメントを防止するために実施している対策について、現在取組みのある事業所割合は74.3%となっている。

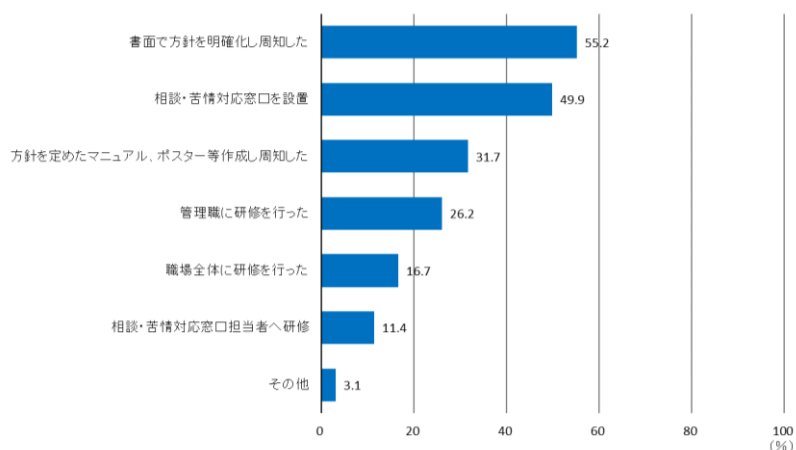
規模別で見ると、300人～999人が100.0%と最も高く、1,000人以上が98.4%、100人～299人が87.7%の順となっている。業種別にみると、金融・保険・不動産業が94.3%と最も高く、次いで運輸・通信業が89.5%、卸売・小売業が78.1%の順となっている。(図19)

図19 セクシャルハラスメント防止対策の取組の有無別事業所割合



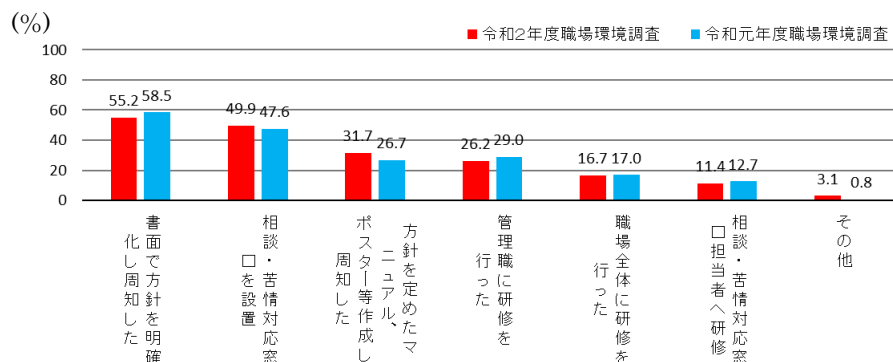
その防止対策内容（複数回答）についてみると、「書面で方針を明確化し周知した」が55.2%と最も高く、次いで「相談・苦情対応窓口を設置」が49.9%、「セクシャルハラスメントについての方針を定めたマニュアル、ポスター、パンフレット等を作成したり、ミーティング時などを利用して説明したりするなどして周知した」が31.7%の順になっている。(図20)

図20 セクシャルハラスメント防止対策の取組の内容別事業所割合(複数回答)



防止内容（複数回答）について、令和元年度職場環境調査（以下、県調査(R 元)という）と比較すると、「方針を定めたマニュアル、ポスター等作成し周知した」が 5.0 ポイント増となり、「書面で方針を明確化し周知した」が 3.3 ポイント減となっている。（図 21）

図 21 セクシャルハラスメント防止対策の取組の内容別事業所割合
（令和元年度調査との比較）



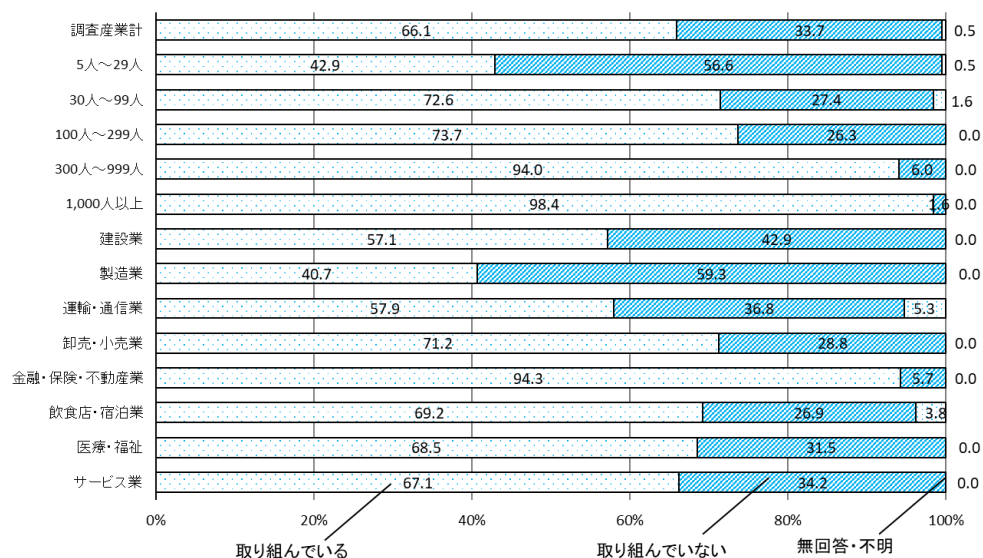
（注）調査対象事業所規模、調査の項目は一致しているが、回答数が異なる。
・令和元年度職場環境調査（N=426） ・令和2年度職場環境調査（N=413）

(2) マタニティハラスメントを防止するために実施している対策

マタニティハラスメントを防止するために実施している対策についてみると、現在取組みのある事業所の割合は 66.1%となっている。

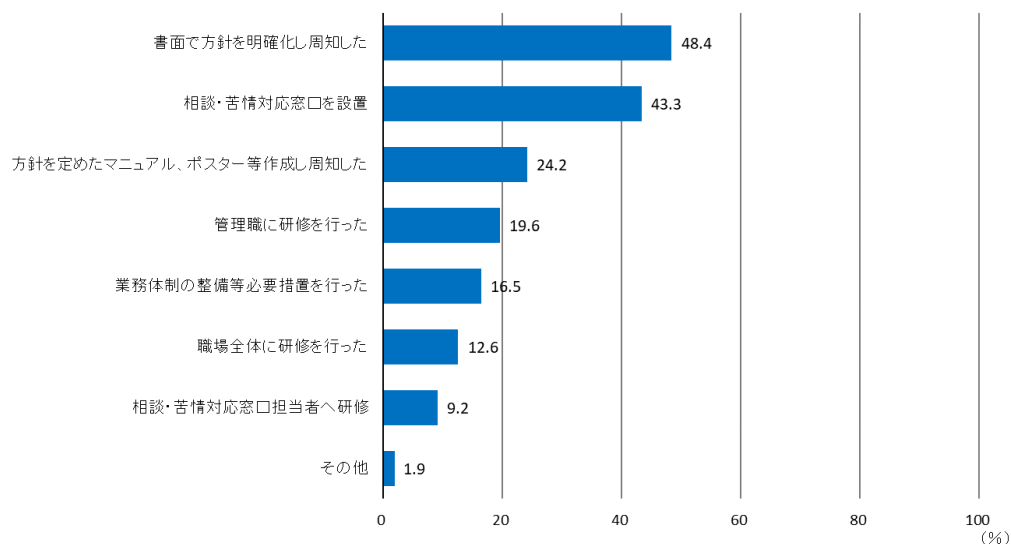
規模別でみると、1000人以上が 98.4%と最も高く、規模が小さくなるほど低く、5～29人が 42.9%となっている。産業別でみると、金融・保険・不動産業が 94.3%と最も高く、次いで卸売・小売業が 71.2%、飲食店・宿泊業が 69.2%の順となっている。（図 22）

図 22 マタニティハラスメント防止対策の取組の有無別事業所割合



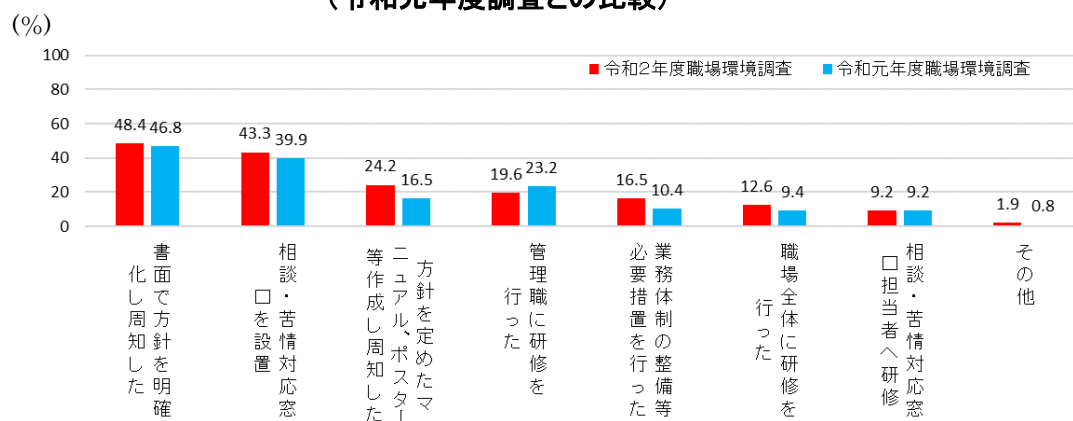
防止対策内容（複数回答）についてみると、「書面で方針を明確化し周知した」が 48.4%と最も高く、次いで「相談・苦情対応窓口を設置」が 43.3%、「セクシャルハラスメントについての方針を定めたマニュアル、ポスター、パンフレット等を作成したり、ミーティング時などを利用して説明したりするなどして周知した」が 24.2%となっている。（図 23）

図 23 マタニティハラスメント防止対策の取組の内容別事業所割合（複数回答）



防止内容（複数回答）について、県調査（R 元）と比較すると「方針を定めたマニュアル、ポスター等作成し周知した」が 7.7 ポイント増、「管理職に研修を行った」が 3.6 ポイント減となっている。（図 24）

図 24 マタニティハラスメント防止対策の取組の内容別事業所割合（令和元年度調査との比較）



（注）調査対象事業所規模、調査の項目は一致しているが、回答数が異なる。
 ・令和元年度職場環境調査（N=426） ・令和2年度職場環境調査（N=413）